

長野工業高等専門学校職業紹介業務運営規則

制 定 平成 17 年 3 月 30 日

最終改正 令和 6 年 4 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生及び卒業生若しくは退学した者（ただし、卒業若しくは退学後 3 年以内の者に限る。専攻科の修了生及び退学者を含む。）（以下「学生等」という。）の就職に関して、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号（以下「法」という。））第 33 条の 2 の規定に基づいて本校が行う無料職業紹介業務の運営についてはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本校が行う職業紹介は、学校教育法第 70 条の 2 の規定に基づいて養われた成果を十分に活用し得る適正なる職に就く機会を与えることにより職業の安定を図り、社会全般の発展に寄与することを目的とする。

(無料の職業紹介事業)

第 3 条 本校が行う職業紹介はすべて無料とし、いかなる事情又は名目においても費用の徴収は行わない。

2 職業紹介とは、求人及び求職の受理、あっ旋、職業指導、就職後の補導並びにそれに伴う一切の調査を行うことを含むものである。

(職業紹介業務の担当者)

第 4 条 本校における職業紹介業務担当者は、教職員の中から校長がこれを指名委嘱する。

(求人の申込み方法)

第 5 条 学生等に対する求人の申込みは、求人者が求人票に労働条件、その他法により義務づけられた所用事項を記載し、校長に提出するものとする。

(求人の受理)

第 6 条 前条の規定による求人は、すべて受理しなければならない。ただし、その申込みが次の各号の一に該当する場合は、これを受理しないことができる。

- (1) 申込みの内容が第 2 条の目的又は法に違反するとき。
- (2) 法により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合。
- (3) 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるとき。

(求職の申込方法)

第7条 学生等は、本校の職業紹介による就職を希望するときは、所定の求職票に所要事項を記入のうえ、校長に提出しなければならない。

(求職の受理)

第8条 前条の規定による求職の申込みは、すべて受理しなければならない。ただし、その申込みが第2条の目的及び法に違反する場合は、これを受理しないことができる。

(職業紹介の原則)

第9条 求人者の申込みに対しては、その雇用条件に適合する学生等を紹介するとともに学生等に対しては、その能力に適合する職業を紹介するように努めなければならない。

2 職業紹介業務担当者は、求人者に学生等を紹介した場合は、所定の報告書を校長に提出するものとする。

(労働争議に対する中立)

第10条 労働争議に対する中立の立場を維持するため同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に対する職業紹介は、一時これを中止する。

(秘密の厳守)

第11条 本校において職業紹介の業務を行う者は、法第51条の2の規定に基づき、学生等又は求人者から知り得た個人的な情報は、すべて秘密にし、これを他に漏らしてはならない。

(平等取扱の原則)

第12条 学生等又は求人者に対しては人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、組合団体の構成員であること等の理由により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

(採否てん末の報告)

第13条 本校の職業紹介を受けた求人者は、当該学生等の採否を決定した場合はすみやかにその旨を本校に報告しなければならない。

(公共職業安定所と学校との連絡等)

第14条 本校は公共職業安定所と連携し、学生等に必要な雇用情報その他の適職選択に資する情報の提供に努めなければならない。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日 制定）

この規則は、平成 17 年 3 月 30 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 11 日 一部改正）

この規則は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 25 日 一部改正）

この規則は、令和 6 年 4 月 25 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。